

介 護 予 防  
短 期 入 所 生 活 介 護

【指定居宅サービス事業者】

サービスの種類	介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第9項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であって、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設又は老人短期入所施設を設置する者であること（介護保険法第8条の2第9項）
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	なし
関連法	老人福祉法上の届出	老人福祉法第5条の2第4項の老人短期入所事業又は第20条の3の老人短期入所施設として同法第14条又は第15条第2項の届出が必要
法人所轄庁との連携		事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること

・ **介護予防短期入所生活介護**

居宅要支援者について、老人福祉法第5条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の3に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと（介護保険法第8条の2第9項）

・ **ユニット型介護予防短期入所生活介護**

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する

## ◎介護予防短期入所生活介護事業所の指定基準

介護予防短期入所生活介護事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」、「Ⅲ 運営に関する基準」、「Ⅳ ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の設備に関する基準」及び「Ⅴ 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の設備に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 管理者 専従の管理者を1人置くこと *従業者との兼務可 *併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務可</p> <p>2 医師 1人以上</p> <p>3 生活相談員 (1) 利用者：生活相談員=100：1（常勤換算） (2) うち1人を常勤とする</p> <p>4 介護職員又は看護職員（看護師、准看護師） (1) 利用者：介護職員・看護職員=3：1（常勤換算） (2) うちそれぞれ1人を常勤とする</p> <p>5 栄養士 1人以上 *利用定員が40人を超えない場合で、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることが可能な場合は、栄養士を置かないことができる</p> <p>6 機能訓練指導員 (1) 1人以上 (2) 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者 *他の従業者との兼務可</p> <p>7 調理員その他の従業者 実情に応じた適当数</p> <p>&lt;空床利用で行う場合の特例&gt; 特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合は、上記2～7の職種について、利用者を特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における特別養護老人ホームとして必要とされる数を配置すること</p> <p>&lt;併設事業所で行う場合の特例&gt; 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設されている利用定員が20人未満の事業所にあつては、上記3、4の職種について常勤で配置する必要はない</p> <p>※具体的には、23～5ページ以降をご覧ください。</p>

	内 容
II 設 備 に 関する基準	<p>1 ベッド数 20床以上設置し、専用の居室を設けること        &lt;空床利用で行う場合の特例&gt;        特別養護老人ホームの空床を利用して実施する場合は、20床未満でも可        &lt;併設事業所で行う場合の特例&gt;        特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設した事業所の場合は、20床未満でも可</p> <p>2 設備        (1) 建築基準法の規定による耐火建築物        *入所者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物でも可        (2) 次の設備を設けること        居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備、備品等        *他の社会福祉施設等を利用することが可能な場合には、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室、看護職員室を除き兼用可        &lt;空床で行う場合の特例&gt;        特別養護老人ホームの空床を利用する場合には、設備の兼用可        &lt;併設施設で行う場合の特例&gt;        特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院・診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設している場合には、居室を除き設備の兼用可</p> <p>3 居室        (1) 居室定員 4人以下        (2) 居室床面積 利用者1人当たり 10.65㎡以上        *居室定員、居室面積については、現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による        (3) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること</p> <p>4 食堂</p> <p>5 機能訓練室        (1) 食堂と機能訓練室を合計した面積が利用者1人当たり3㎡以上であること        *現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による        (2) 食堂と機能訓練室は兼用可</p>

	内 容
II 設備に関する基準	<p>(3) サービスを提供する際には、所定の面積を専用可能であること</p> <p>6 浴室 要支援者に適したもの</p> <p>7 便所 要支援者に適したもの</p> <p>8 洗面設備 要支援者に適したもの</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 廊下幅 1.8 m 以上 ただし、中廊下幅は2.7 m 以上</p> <p>(2) 常夜灯の設置、階段傾斜を緩やかにする</p> <p>(3) 非常用設備の設置</p> <p>(4) 居室、機能訓練室、食堂、浴室、静養室が2階以上にある場合、傾斜路又はエレベーターの設置</p> <p>*現に老人福祉法の規定に基づき、当該事業を行っている施設は、上記設備基準について、なお従前の例による</p> <p>※具体的には、23-7ページ以降をご覧ください。</p>
III 運営に関する基準	<p>※23-8ページ以降をご覧ください。</p>
IV ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の設備に関する基準	<p>1 ユニット(定員 10人以下)</p> <p>(1) 居室</p> <p>①定員1人(ただし、必要と認められる場合は2人)</p> <p>②一人当たりの床面積は10.65㎡以上</p> <p>(2) 共同生活室 床面積は(2×ユニットの利用定員)㎡以上</p> <p>(3) 洗面設備 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数 要支援者に適したもの</p> <p>(4) 便所 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数 要支援者に適したもの</p> <p>2 浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室、その他必要な設備、備品等</p>
V 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の設備に関する基準	<p>1 ユニット部分は、「IV ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の設備に関する基準」を適用。 それ以外の部分は、「II 設備に関する基準」を適用。</p> <p>2 浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室については、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の整備とできる。</p>

## ◎介護予防短期入所生活介護事業所に関する指定基準について（法第115条の4）

### 【凡 例】

「法」 = 介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」 = 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平11厚令37」 = 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

「平11老企25」 = 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス事業に関する基準について（平成11年老企第25号：保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」 = 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：保健福祉局老人福祉計画課長通知）

「平12老企54」 = 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平13老発155」 = 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年老発第155号：厚生労働省老健局長通知）

※「平11厚令37第140条準用（第9条）」は、「平11厚令37第140条により準用する第9条」という意味です。

## I 人員に関する基準（平11厚令37第121条及び第122条）

### (1) 従業者の員数

① 平11厚令37第129条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとは、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定介護予防短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。

② 併設事業所については、

イ 平11厚令37第129条第4項の「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定介護予防短期入所生活介護を提供できる場合である。

ロ 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。

ハ 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者10人の場合の看護・介護職員の員数は、 $50 \div 3 = 17$ （端数切り上げ）と $10 \div 3 = 4$ （端数切り上げ）の合計で21人となるのではなく、 $(50+10) \div 3 = 20$ 人となる。

ニ また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。例えば、特定施設に併設されている場合で、特定施設入居者生活介護の利用者が110人、短期入所生活介護の利用者が20人である場合の生活相談員の員数は、 $110+20=130$ 人について計算するため、合計で2人ということとなる。

### (2) 生活相談員（平11厚令37第121条第1項第2号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年

3月31日厚生省令第46号)第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものとする。

【参考：特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抄)】

(職員の資格要件)

第5条第2項 生活相談員は、社会福祉事業法第18条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

【参考：社会福祉事業法(抄)】

(資格)

第18条 社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、次の各号の一に該当するものうちから任用しなければならない。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基く大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基く大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基く高等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基く専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 2 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 3 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

### (3) 機能訓練指導員(平11厚令37第121条第6項)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

### (4) 栄養士

平11厚令37第121条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。

### (5) 管理者

指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ① 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)

## Ⅱ 設備に関する基準（平 11 厚令 37 第 123 条及び第 124 条）

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を 2 階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。
- (2) 第 124 条第 1 項の規定にかかわらず、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない場合を規定している同上第 2 項中の「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときについては、次の点を考慮して判断されたい。
- ①第 124 条第 2 項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。
  - ②日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。
  - ③管理者及び防火管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災組織の高揚に努めること。
  - ④定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備は、当該指定介護予防短期入所生活介護の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が併設されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、利用者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。なお、指定短期入所生活介護事業者が利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。
- (4) 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車いす等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げるものとする。
- (7) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設



備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。

(8) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。

(9) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。

(10) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

(11) 経過措置（平 11 厚令 37 附則第 3 条）

平 11 厚令 37 の施行の際、現に存する老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平 11 厚令 37 の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、設備基準のうち 1 の居室の定員に関する基準（4 人以下）、利用者 1 人当たりの床面積に関する基準（10.65 平方メートル以上）、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準（3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上）並びに構造設備の基準（廊下の幅の基準、常夜灯の設置、傾斜路の設置等）を適用しないものである。

### Ⅲ 運営に関する基準

#### 1 内容及び手続の説明及び同意

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。（平 18 厚令 35 第 133 条）

#### 2 指定短期入所生活介護の開始及び終了

(1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。（平 18 厚令 35 第 134 条第 1 項）

(2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。（平 18 厚令 35 第 134 条第 2 項）

### 3 提供拒否の禁止

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 9 条))

### 4 サービス提供困難時の対応

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 10 条))

### 5 受給資格等の確認

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 11 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するよう努めなければならない。(法第 115 条の 3 第 2 項、平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 11 条第 2 項))

### 6 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 12 条第 1 項))
- (2) 指定短期入所生活介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 12 条第 2 項))

### 7 心身の状況等の把握

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、

利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 13 条))

## 8 介護予防サービス費の支給を受けるための援助

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 15 条))

## 9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 16 条))

## 10 サービスの提供の記録

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について法第 53 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 19 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 19 条第 2 項))

## 11 利用料等の受領

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 18 厚令 35 第 135 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介

護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 18 厚令 35 第 135 条第 2 項)

- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはならない。(平 18 厚令 35 第 135 条第 3 項)
- ① 食事の提供に要する費用
  - ② 滞在に要する費用
  - ③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - ⑤ 送迎に要する費用
  - ⑥ 理美容代
  - ⑦ ①から⑥に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 18 厚令 35 第 135 条第 5 項)
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、厚生労働省令(規則第 85 条)で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 53 条第 7 項)
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法第 53 条第 7 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防短期入所生活介護について居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 2 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 85 条)

## 12 保険給付の請求のための証明書の交付

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防短期

入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 21 条))

### 13 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。(平 18 厚令 35 第 145 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。(平 18 厚令 35 第 145 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 145 条第 3 項)
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。(平 18 厚令 35 第 145 条第 4 項)
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、上記(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 145 条第 5 項)
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。(平 18 厚令 35 第 145 条第 6 項)
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。(平 18 厚令 35 第 145 条第 7 項)

### 14 食事

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 146 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。(平 18 厚令 35 第 146 条第 2 項)
- (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 8(4)の②)
- (4) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降としなければならない。(平 11 老企 25 第 4 の三の 8(4)の③)

### 15 機能訓練

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければ

ならない。(平 18 厚令 35 第 147 条)

## 16 健康管理

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意をするとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。  
(平 18 厚令 35 第 148 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、差し支えない。(平 18 厚令 35 第 148 条第 2 項)

## 17 相談及び援助

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 149 条)

## 18 その他のサービスの提供

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 150 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 150 条第 2 項)

## 19 緊急時等の対応

- (1) 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 137 条)
- (2) 当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の八の 3 の(12)の②)

## 20 利用者に関する市町村への通知

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用(第 23 条))

- ① 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないこ

とにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 21 運営規程

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めなければならない。(平 18 厚令 35 第 138 条)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 利用定員（第 129 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- ④ 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の送迎の実施地域
- ⑥ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

## 22 定員の遵守

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、差し支えない。(平 18 厚令 35 第 139 条)

- ① 第 129 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- ② ①に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

## 23 地域等との連携

指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 140 条)

## 24 掲示

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し

なければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 30 条))

## 25 秘密保持等

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 31 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 31 条第 2 項))
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 31 条第 3 項))

## 26 広告

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 32 条))

## 27 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 33 条))

## 28 苦情処理

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 34 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 34 条第 2 項))
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、法第 23 条 (文書の提出等) の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。



また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 34 条第 3 項))

- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 34 条第 4 項))
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条 (連合会の業務) 第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 34 条第 5 項))
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 34 条第 6 項))

## 29 事故発生時の対応

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 35 条第 1 項))
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 35 条第 2 項))
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 35 条第 3 項))

## 30 会計の区分

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 18 厚令 35 第 142 条準用 (第 36 条))

## 31 記録の整備

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。(平 18 厚令 35 第 141 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存し

なければならない。(平 18 厚令 35 第 141 条第 2 項)

- ① 介護予防短期入所生活介護計画
- ② 次条において準用する第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容
- ③ 第 136 条第 2 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④ 次条において準用する第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録
- ⑤ 次条において準用する第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑥ 次条において準用する第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

IV ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

I～III参照

V 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

I～Ⅲ参照